

都道府県名	市区町村名	自治体コード	No	交付対象事業の名称	事業の概要①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	推奨事業メニュー	事業 始期	事業 終期	総事業費(千円)	成果目標(可能な限り定量的 指標を設定)	実施状況の公表等について(HP,広報紙など)
茨城県	五霞町	8542	1	令和5年度五霞町電力・ガス・食料品等価格高騰臨時交付金(追加)支給事業【物価高騰対策給付金】	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③給付金額 R5年度分の住民税非課税世帯 690世帯×70千円 事務費 1725千円 事務費の内容 [需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 業務委託料 使用料及び賃借料 人件費 として支出] ④R5年度分の住民税非課税世帯 (690世帯)	ー	R6.2	R6.3	50,025	対象世帯に対して令和6年3月までに支給を開始する	H P、広報紙
茨城県	五霞町	8542	2	令和5年度五霞町価格高騰臨時交付金(住民税均等割のみ課税世帯)支給事業【物価高騰対策給付金】	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得(住民税均等割のみ課税)の方々の生活を維持する。 ②住民税均等割のみ課税世帯への給付金及び事務費 ③給付金額 R5年度分の均等割のみ課税世帯 225世帯×100千円 事務費 563千円 事務費の内容 [需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 業務委託料 使用料及び賃借料 人件費 として支出] ④R5年度分の住民税均等割のみ課税世帯 (225世帯)	ー	R6.3	R6.4以降	23,063	対象世帯に対して令和6年3月までに支給を開始する	H P、広報紙
茨城県	五霞町	8542	3	令和5年度五霞町価格高騰臨時交付金(こども加算)支給事業【物価高騰対策給付金】	①物価高が続く中で低所得者の子育て世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②18歳以下のこどもが世帯員である住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への加算としての給付金及び事務費 ③給付金額 R5年度分の住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯の世帯員である18歳以下のこども1人当たり5万円を給付 90人×50千円 事務費 225千円 事務費の内容 [需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 業務委託料 使用料及び賃借料 人件費 として支出] ④R5年度分の住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯の世帯員である18歳以下のこども1人当たり5万円を給付 (46世帯90人)	ー	R6.3	R6.4以降	4,725	対象世帯に対して令和6年3月までに支給を開始する	H P、広報紙
茨城県	五霞町	8542	4	水道事業会計補助事業	①電気・ガス・食料品等の価格高騰等の影響を受ける住民等の生活支援を目的に、2ヶ月分の上水道基本料金の減免を行う。 ②水道基本料の減免 システム特別処理サポート委託料 減免チラシ配布業務委託料 ③減免額 6,750,000円(対象:3,200件)×2ヶ月=13,500,000円 システム特別処理サポート委託料 100,000円×2ヶ月×1.1=220,000円 減免チラシ配布業務委託料 3,200件×14円×1.1=49,280円 合計 13,769,280円 ④上水道契約者(公共施設を除く)	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	R6.1	R6.3	13,770	上水道契約者の水道基本料の減免 3,200件	H P、広報紙
茨城県	五霞町	8542	5	五霞町飼料価格高騰対策支援交付金	①新型コロナウイルス感染症、ウクライナ情勢等による飼料価格高騰の影響を受け、厳しい経営環境にある町内畜産農家を支援する。 ②対象となる畜産農家に対し、定額(③積算根拠のとおり)の支援交付金を交付する。 ③糞豚 3,000円/頭(単価)×165頭(飼養数)=495,000円(交付金) ④五霞町内に住所を有する畜産農家(糞豚1件)	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	R6.1	R6.3	495	申請率100%	H P、広報紙

都道府県名	市区町村名	自治体コード	No	交付対象事業の名称	事業の概要(①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	推奨事業メニュー	事業 始期	事業 終期	総事業費(千円)	成果目標(可能な限り定量的 指標を設定)	実施状況の公表等について(HP,広報紙など)
茨城県	五霞町	8542	6	介護施設物価高騰対策支援事業	①物価高騰により苦しみ介護事業所・施設等への本交付金の重点的な活用が明示されていることから、食料品等の物価高騰の影響を受けている町内の介護施設等に対して継続的な事業運営を支援するため、支援金を交付する。 ②支援交付金 ③支援対象事業所数 食事を提供している介護事業所9カ所(入所3カ所、短期間入所1カ所、通所5カ所) 金額 価格高騰分として 1食30円 (入所・短期入所は1日当たり3食・通所は、1日当たり1食で計算) 対象期間 令和5年4月から9月(6ヶ月間) 入所・短期:146名×30円×1食×156日間=683,280円 通所:134名×30円×3食×180日間=2,170,800円 合計:2,854,080円≒2,855,000円 ④町内介護施設	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	R6.1	R6.3	2,855	申請率100%	H P、広報紙
茨城県	五霞町	8542	7	学校給食保護者負担軽減事業	①コロナ禍において、電気・ガス・食料品等の物価高騰等の影響を受ける子育て世帯の生活支援を目的に、2ヵ月分の学校給食費の免除及び助成を行う。 ②補助金、負担金 ③・給食費減免(町内) 【東小】168名×3,850円×2ヶ月=1,293,600円 【西小】143名×3,850円×2ヶ月=1,101,100円 【中学】183名×4,260円×2ヶ月=1,559,160円 小計3,953,860円≒3,954,000円 ・給食費助成金(町外通学) 【小学校】8名×3,850円×2ヶ月=61,600円 【中学校】21名×4,260円×2ヶ月=178,920円 小計240,520円≒241,000円 合計3,953,860円+240,520円=4,194,380円≒4,195,000円 ④交付対象者 小中学校児童・生徒の保護者	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	R6.1	R6.3	4,195	町内在住約520人の児童・生徒の給食費2ヵ月分を減免する。	H P、広報紙